



金沢市公報

第2552号

平成19年(2007年)5月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 告 示

○自転車等を移動し、保管したことについて
(歩ける環境推進課)

ページ

1

○自転車等の撤去及び保管について()

2

○市長の職務代理について (総務課)

2

○地縁による団体の認可について (市民参画課)

3

○地縁による団体の告示された事項の変更につ
いて ()

3

● 公 告

○自動車臨時運行許可番号標の失効について
(市民課)

4

○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について
(環境保全課)

4

○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定につ
いて (都市計画課)

4

○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更につ
いて ()

5

○開発行為に関する工事の完了について
(建築指導課)

5

● 監査公表

○監査公表 (第17号・第18号) (監査事務局)

6

告 示

●金沢市告示第151号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場

金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

金沢市営金沢駅東自転車駐車場

金沢市営西金沢駅前自転車駐車場

金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

金沢市営東金沢駅西自転車駐車場

金沢市営森本駅西自転車駐車場

金沢市営野町駅前自転車駐車場

金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営乙丸駅前自転車駐車場

金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場

金沢市営みどり一丁目バス停前自転車駐車場

金沢市営四十万バス停前自転車駐車場

金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木島自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 221台

原動機付自転車 0台

- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成19年4月1日から同月30日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成19年5月11日から同年11月11日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第152号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	台数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	21台
	原動機付自転車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	7台
片町2丁目地内	自 転 車	2台
西泉1丁目地内	自 転 車	5台
十一屋町地内	自 転 車	1台
畝田西4丁目地内	自 転 車	1台
北塚東地内	自 転 車	1台
昌永町地内	自 転 車	1台
春日町地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去した日
平成19年4月1日から同月30日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
(1) 期間
平成19年5月11日から同年11月11日まで
(2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第153号

平成19年5月21日から同月29日までの間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、市長の職務を副市長 須野原 雄が代理します。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

1 名称

額中央町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
額乙丸町	ニ	54番地3、54番地8～54番地11、54番地13～54番地14、54番地16～54番地21、54番地23～54番地26、54番地28～54番地31、85番地2～85番地3、85番地6～85番地7、85番地10、85番地15、85番地18、279番地
三十苺町	戊	6番地3、6番地5～6番地7、6番地9～6番地15、6番地18～6番地20、6番地22～6番地23、6番地27～6番地29、6番地38、6番地40、6番地42～6番地43、6番地46、6番地54、6番地56～6番地57、16番地4、25番地2、25番地5～25番地7、26番地
	丁	42番地1、43番地1～43番地2、45番地、45番地2、47番地、48番地1～48番地3、49番地1～49番地2、50番地1～50番地2、51番地1～51番地2、52番地1～52番地2、53番地1～53番地3、55番地～59番地、61番地、64番地、66番地～68番地、69番地1、70番地、72番地～74番地、75番地1～75番地2、76番地1～76番地2、77番地1～77番地2、78番地2～78番地6、80番地1～80番地2、81番地、83番地、86番地2、86番地4、89番地、90番地1～90番地2、92番地1、93番地～95番地、96番地1、97番地1、98番地1、99番地1～99番地3

4 事務所

金沢市額乙丸町ニ279番地

5 代表者の氏名及び住所

吉本外明

金沢市三十苺町戊6番地29

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散

(2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成19年5月11日

●金沢市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
上若松町会	代表者の氏名 及び住所	松尾 外志雄 金沢市若松町京中136番地	中野 優 金沢市上若松町91番地	平成18年 4月1日
疋田町会	代表者の氏名 及び住所	岡部 伸一 金沢市疋田2丁目135番地	玉田 豊治 金沢市疋田1丁目53番地4	平成19年 4月1日
錦水会	代表者の氏名 及び住所	田中 光春 金沢市小橋町11番19号	曾山 俊 金沢市元町2丁目18番12号	平成19年 4月1日
		八田 鉄雄 金沢市小橋町13番9号	田中 光春 金沢市小橋町11番19号	平成18年 4月1日
御供田町町会	代表者の氏名 及び住所	北川 雅一 金沢市御供田町ホ30番地	藤巻 公三 金沢市御供田町ハ1番地8	平成19年 4月1日
大友町町会	代表者の氏名 及び住所	奥村 徳二 金沢市大友1丁目83番地	田原 康夫 金沢市大友町ニ32番地2	平成19年 4月1日
土清水第一町会	代表者の氏名 及び住所	徳中 外二 金沢市土清水1丁目226番地	土村 東一 金沢市土清水1丁目261番地	平成19年 4月15日
		出口 勝男 金沢市土清水2丁目406番地	徳中 外二 金沢市土清水1丁目226番地	平成18年 4月16日
粟崎町四丁目町会	代表者の氏名 及び住所	出崎 初雄 金沢市粟崎町4丁目26番地	日尾 東作 金沢市粟崎町4丁目78番地82	平成19年 4月15日

公 告

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効しました。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

石川 63-08 金沢

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

登録 番号	名 称	所在地	変更登録年月日
16	金沢市清掃株式会社	金沢市東力2丁目47番地48番地	平成19年4月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市粟崎町4丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成19年5月11日から 同月25日まで	金沢市粟崎町 4丁目地区 地区計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市もりの里2丁目、もりの里3丁目、鈴見台2丁目、鈴見町郡家山及び若松町南の全部並びにもりの里1丁目、田上町、上若松町、鈴見台1丁目、若松町3丁目、若松町京中及び若松町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成19年5月11日から 同月25日まで	金 沢 市 若松・鈴見地区 地区計画
	金沢市もりの里1丁目、田上町、田上2丁目、若松町及び旭町の各一部			田上第五地区 地区計画

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年5月11日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市泉野出町2丁目301番から314番まで	岡山県岡山市丸の内1丁目1番26号 株式会社 グレートプランニング 代表取締役 羽原 正人
金沢市近岡町557番1	金沢市近岡町489番地 岡本 正幸

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市藤江南1丁目116番1から116番5まで及び144番3の一部	道路 金沢市藤江南1丁目116番4及び144番3の一部	金沢市御影町7番13号 有限会社 イー・エス・ホーム 代表取締役 東 信昭
金沢市小立野1丁目239番1から239番47まで及び239番49	道路 金沢市小立野1丁目239番3、239番6、239番16、239番19、239番28、239番31及び239番39 調整池 金沢市小立野1丁目239番49	金沢市松島2丁目109番地 金沢市小立野1丁目開発共同企業体 代表 株式会社 玉家建設 代表取締役 神 亮一

金沢市金石北4丁目72番2及び72番20から72番35まで	道路 金沢市金石北4丁目72番2	金沢市割出町637番地1 有限会社 アイビ住研 代表取締役 佐野 雅洋
第2工区：金沢市西泉2丁目155番3から155番14まで	道路 金沢市西泉2丁目155番14 公園 金沢市西泉2丁目155番3	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目5番28号 積和不動産中部 株式会社 代表取締役 山本 保明

監 査 公 表

●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年5月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 定期監査（財務事務監査）

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年3月27日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局保険年金課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年3月13日（平成18年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>指摘事項</p> <p>葬祭費に係る資金前渡金の取り扱いについて、資金前渡金額を超えて小切手を振り出すなど経理に誤りが見られたので、資金前渡預金口座の管理を含めた事務取扱規程を定め適正を期す必要がある。</p> <p>意見</p> <p>国民健康保険料の収納率が年々低下傾向にあることから、保険料の早期確保に一層努力を重ねることが望まれる。</p> <p>なお、国民健康保険料の収納に際して、本料優先の取り扱いがなされ延滞金が徴収されていないものが見受けられるが、延滞金を伴う税外収入の一部納付があった場合の徴収金の充当順位については、「金沢市税外歳入の延滞金に関する条例」に特段の規定がないので、民法の規定に従い本料よりも延滞金に優先充当することとなり、市税徴収における本税優先充当の取り扱いと異なるところから、徴収金充当のあり方を条例改正を含め検討することが望まれる。</p>	<p>平成18年4月から、「金沢市国民健康保険葬祭費事務取扱規程」を定め、当日業務終了時に資金前渡職員が資金前渡金の払出状況を確認することとし、適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>現況においても様々な対策を講じているところであるが、さらに初期滞納者催告の強化、資格喪失者の重点催告、財産調査対象拡大等の滞納処分強化を実施した。今後も収納対策を一層強化・徹底し、国民健康保険料の収入の早期確保が図れるよう努めたい。</p> <p>本料と延滞金の充当については、市税と同様の取り扱いをする旨条例で規定した。</p>

●金沢市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年5月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年3月30日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局市民税課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年4月7日（平成18年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名：市民税課]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>指摘事項</p> <p>① 未申告者に対する現地調査の結論が書類（調査票）上不明確であり、調査が終了したのかどうか判断できない。調査の経緯を明確に記載すべきである。</p> <p>② 支店法人については課税客体を積極的に捕捉するための方策が特段とられておらず、網羅性の検証が十分とはいえないのでこれを積極的に行うべきである。</p> <p>意見</p> <p>① 賦課の網羅性をより確保するため、調査対象を抽出する基準を見直す必要がある。</p> <p>② 未申告者の調査事務に関する判断基準を明確にするための業務マニュアルの整備が必要である。</p> <p>③ 調査事務が単年度毎に完結させる形で行われデータの繰越が無いが、より効果性を高めるためデータの繰越を行う必要がある。</p> <p>④ 中間申告あるいは予定申告の有無を会社毎に把握できるように、また、中間申告あるいは予定申告がなされなかった場合に対応するために、体制を整備する必要がある。</p>	<p>① 平成18年度に調査票の様式の見直しを行い、現地調査の結論や調査終了事由等が明確になるようにした。</p> <p>② 平成18年度に給与支払報告書、電話帳、住宅明細図等と課税台帳との照合を行い、調査対象を抽出し、支店法人に該当するかどうかの確認を行った。</p> <p>① 賦課の網羅性を確保するため、平成17年度に引き続き平成18年度においても、調査対象を抽出する基準の見直しを行い、対象範囲を拡大した。</p> <p>② 平成18年度に未申告者の調査事務に関する業務マニュアルを作成し、現地調査時における居住の有無や生活状況に関する判断基準を設けるなど統一的判断を行えるようにした。</p> <p>③ 平成18年度から、税総合オンラインシステムの画面に入力することで、調査に関するデータの繰越しを行うようにした。</p> <p>④ 平成18年度に中間申告・予定申告の有無を把握するためのプログラムを作成するとともに、月例処理の一環として申告のない法人の抽出、申告納付の指導を行うこととした。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年3月30日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局資産税課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年4月7日（平成18年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名：資産税課]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見</p> <p>① 課税客体の把握に関する巡回調査が効率的に実施されているとはいえ、巡回実施実績記録の集積による計画的な実施を工夫する必要がある。</p> <p>② 納税義務者を把握するため、法人市民税等の課税資料を活用し、それらとの照合作業を確実に行う必要がある。</p> <p>③ 納税義務者の把握手段として個人市民税の課税資料等を活用するなど、より効果的な方法を検討する必要がある。</p> <p>④ 賃貸ビル等の内装設備で、賃借人が納税義務者となるケースについての課税対象の把握方法を検討する必要がある。</p>	<p>① 平成18年度より、未調査物件の把握を対象とした一斉調査を開始した。</p> <p>巡回実施実績記録の集積には、異動調査で活用する明細図を用い、調査完了区域を記していき、それを次年度担当者に引き継ぎながら、効率的な実施を行うこととした。</p> <p>② 平成19年度課税より、法人納税義務者の把握を確実化するため、法人市民税課税データを活用し、償却資産課税データとの照合を電算により行った。併せて、法人に係る支店等設立、設置、転入の届出データの活用も取り入れた。</p> <p>③ 平成19年度課税より、個人納税義務者把握のため、市民税課が有する営業所得及び不動産所得に係るデータを活用した。併せて、税務署が有する減価償却明細の閲覧を行う方法も採用した。</p> <p>④ 毎年所有者に送付するパンフレットに、平成18年度より特定付帯設備の取り扱いについて明記した。</p> <p>また、未調査物件の把握を対象とした一斉調査を開始した。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年3月30日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局生活支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年4月7日（平成18年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 生活支援課]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>指摘事項</p> <p>時効成立による不納欠損処分を確実に行うべきである。</p> <p>意見</p> <p>① 生活保護費受給申請時に行う収入調査において、課税資料により過去の就労実績を把握して、不正受給の未然防止に役立てる必要がある。</p> <p>② 不正受給の事実を把握した段階で振込みを中止し、窓口払いに切り替えると共に、窓口においてケースワーカーなど市職員が連携して被保護者に対処し、返納を促すことのできる体制を構築する必要がある。</p> <p>③ ケースワーカーとの連携により、被保護者の生活実態やその変化についての情報を適時に把握できる体制を構築する必要がある。</p>	<p>毎年度、時効が成立した返還金については、不納欠損処分とし適切な処理を行う。</p> <p>① 生活保護申請時においては、保護申請に至った経緯や世帯の状況、世帯員の生活歴などを聞き取りする中で、職歴についても調査している。同時に、平成18年度より課税資料をチェックして申請者申立て内容との整合性の確認を徹底して行うようケースワーカーに対して周知を図った。</p> <p>② 不正受給の事実を確認した場合は、直ちに窓口支給に切り替えて返納金徴収等の処理を行うように徹底した。</p> <p>③ 被保護世帯については、年に数回ケースワーカーによる家庭訪問を行い家庭内面談を実施している。平成18年度より面談中の会話や近況はもとより、家財や所持品、着衣等にも目を配り生活状況の把握の徹底を図った。訪</p>

	<p>問時に不在であった世帯については、外出先の確認、訪問に都合の良い時間帯を確認して再訪問するなど生活実態の把握に努めた。</p> <p>ケース記録には訪問状況等を記載し、また課内での検討会の回数を増やすことで、複数職員で被保護者の情報を共有する体制を整えた。</p>
--	---

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年3月30日
 - (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局介護保険課
 - (3) 監査結果の公表年月日 平成18年4月7日(平成18年監査公表第13号)
 - (4) 監査の結果及び措置の内容
- [課所名：介護保険課]

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見</p> <p>未納者に対する有効な対応手段である訪問催告についての実施マニュアルを整備し、担当者により対応に差が出る状況を排するとともに実施の記録を保存蓄積して今後の催告等を効率的に行えるようにする必要がある。</p> <p>滞納者に対して実施する預金調査に関し、対象者の選定方法、実施時期及び調査の範囲(対象金融機関の設定)についての基準を明確にし、確実に、効果的に調査が実施されるようにする必要がある。</p> <p>介護保険料の滞納額は個々には少額であるが、悪質な滞納者(十分な負担能力がある者等)に対しては差押をも含めた対応を検討する必要がある。</p>	<p>滞納者に対する訪問催告について、平成19年3月に「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」を整備し、担当者により差が出ないようにした。また、訪問催告時の記録を残し、今後の催告が効率的に行えるよう、「復命書」の書式を改めた。</p> <p>滞納者に対する預金調査について、平成19年3月に「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」を整備し、対象者の選定、実施時期、対象金融機関等の基準を明確にした。</p> <p>平成19年度より、悪質且つ十分な負担能力があると思われる滞納者を対象として、財産(預金)の差押を行っていく。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年4月16日
 - (2) 措置を講じた部局等 都市政策局文化スポーツ部スポーツ振興課
 - (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
 - (4) 監査の結果及び措置の内容
- [課所名 スポーツ振興課]

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・スポーツ事業団自主事業補助</p> <p>意見</p> <p>「施設管理受託事業」の職員費は、委託料として支出すべきである。</p>	<p>平成18年度より、指定管理者制度の導入にあわせ、「施設管理受託事業」の職員費を委託料として支出している。</p>

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年4月16日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局農林部森林再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 森林再生課]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・木の家づくり奨励事業費 意見 金沢市が補助すべきものであるか、検討する余地がある。	平成19年3月に当該事業の補助対象を「県内産スギ柱」から「金沢産スギ柱」に変更し、同年6月から施行する旨の制度改正を行った。

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年4月16日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校指導課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成18年監査公表第14号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 学校指導課]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・金沢子ども科学財団運営費補助 指摘事項 財団の財政状況からみて、市からの財政的支援の軽減を検討すべきである。	財団の平成19年度予算で「子ども科学振興基金」を取り崩し、財団主催事業の原資とすることで、市からの財政的支援を軽減した。

●正 誤

○平成19年3月31日付け金沢市公報号外第13号

頁	箇所	誤	正
2	上から8行目	みどり公園	上安原みどり公園

平成19年(2007年)5月11日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)5月11日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)